

【13用語】

【乍恐…おそれながら】訴願書などを役所に差し出す際に使われた慣用句。恐縮ではあります、恐れ入りますが

【格別…かくべつ】特別、とりわけ、例外

【不熟…ふじゅく】作物の出来が悪いこと、熟さないこと

【小前一統…こまえいつとう】本百姓すべて、一般の百姓一同

【米納…べいのう】米で年貢を納めること

【永納…えいのう】「えいおさめ」とも。金銭で納める年貢を永楽

錢の額で示したもの

【勘弁…かんべん】よく考えること、許すこと

【引方…ひきかた】年貢（率）を減らすこと

【何卒…なにとぞ】何とかして、どうか、是非

【慈悲…じひ】あわれみ、お情け

【難有仕合…ありがたきしあわせ】とても幸せなこと、感謝に堪えないこと

【13解説】

江戸時代の村が年貢を納める方法の一つに、過去数年間の平均収穫量を基に年貢額を算定する「定免法」（じょうめんほう）がある。これによつて村では数年間一定額の年貢を納めることになるが、時に風水害・虫害などで大凶作・飢饉の際は村側からの申し出で定免を中止し、改めてその年の収穫高を実際に調査（検見）して年貢率を引き下げてもらうこともあつた。これを「破免検見」（はめんけみ）といふ。

一般に天保の飢饉は、天保四年（一八三三）六月の東北地方を中心とする異常気象による不作や同年八月の関東大風雨などが原因で始まり、翌五年にかけて全国的に大凶作・飢饉となつた。特にこの文書の作成された天保七年は上野国内では大飢饉であった。高崎藩松平氏の所領であつた群馬郡元惣社村（現、前橋市）の東西両組でも同年十月、畠作物の不作で困窮となつたことから、小前百姓を代表して村役人が領主松平氏の家臣に対し、田畠年貢の引き下げ（検見）を願い出ていたことがわかる。ただ、この願いが実際どのように処理されたのかは明らかでない。